

# 令和8年度千葉県認可外保育施設居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に 係る講習業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が発注する「千葉県認可外保育施設居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に係る講習業務（以下「講習業務」という。）」の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

## 2 事業の目的

本事業は、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下、「居宅訪問型保育事業者」という。）について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において規定されている集団指導に係る講習を実施することにより、居宅訪問型保育事業者の質の確保・向上を図るものとする。

## 3 委託予算額

### （1）委託金額の上限

2,654,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この業務委託契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日以降に締結する。

### （2）委託金額に含む経費

講習業務を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料、賃借料

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

## 5 委託業務内容

以下のとおりとし、詳細は企画提案の内容による。

### （1）業務内容

#### ア 講習の申込に關すること

- ・パンフレット等の受講案内書類、実施通知の作成及び居宅訪問型保育事業者への送付
- ・受講予定者名簿の作成及び甲への送付

#### イ 講習の実施に關すること

- ・講師の選定及び連絡調整
- ・講習内容の企画
- ・テキスト及びアンケートの企画及び作成
- ・講習当日の運営

## ウ その他

- ・講習実施後の実績報告書の作成
- ・講習に関する問い合わせ対応等

### (2) 上記に係る留意事項

#### ア 講習受講人数及び実施回数について

(ア) 講習受講人数については、250名程度とし、1回あたり60名程度、計4回実施すること。

(イ) 講習の日程・会場については、甲と協議の上、実施すること。

また、会場については、公共交通機関等を利用しやすい場所にすることとし、地域については、受講者が参加しやすいよう、県内各地での分散実施をすること。

#### イ 講習の案内及び実施通知等について

(ア) 受講案内及び実施通知を作成・印刷し、居宅訪問型保育事業者へ送付する。なお、原則として実施通知は講習実施日の2か月前までに送付すること。

(イ) 実施通知を送付した後に、受講者から受講日の変更や受講のキャンセル等の連絡を受けた場合は、これに柔軟に対応すること。

#### ウ 研修内容の企画及び講師の選定について

(ア) 講習内容及びテキストについては、仕様書別紙1「認可外保育施設居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に係る講習における主な内容・講師要件等」を参考にし、1日6時間程度のカリキュラムを企画すること。

ただし、千葉県健康福祉部子育て支援課の講習を20分程度実施するため、スケジュールについて考慮すること。

なお、テキストの印刷については、業務受託者が行うこと。

(イ) 講師の選定については仕様書別紙1の講師要件を参考にし、受講者に対して必要かつ適切な知識・技能等の提供ができる者を選定すること。

(ウ) 講習は講義形式を基本とするが、適宜演習を取り入れる等、学びが深まるよう工夫すること。

#### エ 講習当日の運営について

(ア) 会場との事前連絡準備、機器・講習資料等の準備、会場設営、受付・進行、講師の対応、片付け等、講習の運営に必要な業務全てを行うこと。

(イ) 受講者の本人確認を行うこと。

#### オ 講習終了後の業務について

(ア) 受講確認のための資料（アンケート等）について確認をし、受講者名簿とともに甲へ送付すること。

なお、受講者の受講状況（遅刻、途中退席の状況）についても記録すること。

(イ) 実施結果報告書を講習実施後1月以内に都度作成し、甲へ提出すること。実施結果報告書の内容については次のとおりとする。

a 実施した講習について集計・分析したもの

b 受講者に対して実施したアンケート調査について集計・分析したもの

c a及びbの結果をもとに今後の事業改善等についてまとめたもの

(ウ) 事業完了報告書及び収支報告書を作成し、事業が終了してから 20 日以内  
又は令和 9 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに甲に提出する。

#### 力 事業の再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- (ア) 再委託の相手方の名称及び住所
- (イ) 再委託を行う業務の範囲
- (ウ) 再委託を行う必要性
- (エ) 契約金額

#### 6 その他留意事項について

- (1) 本事業の実施に関し、甲が報告を求める際には、速やかに報告すること。
- (2) 甲の求めがあった場合には、契約締結後においても、講習内容や実施方法について協議し、必要に応じ見直しを加えること。
- (3) 事業の実施に支障が生じるような場合は、隨時甲と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (4) 本事業の実施に伴い取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (5) 居宅訪問型保育事業者の個人情報については、慎重に取り扱うこととし、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

認可外保育施設居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に係る講習における  
主な内容・講師要件等

主な内容	1 認可外保育施設の制度の概要及び指導監督基準に関すること (千葉県健康福祉部子育て支援課が実施)
	2 居宅訪問型保育事業者の保育の内容に関すること (1) 保育所保育指針の内容 (2) 子どもの発達段階に応じた実践的な保育の内容 (3) 特に配慮を要する子どもの理解 (4) 子どもの人権に配慮した保育（不適切保育の防止）
	3 居宅訪問型保育における事故防止に関すること (1) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月）」に基づく助言又は指導 (2) 「保育所保育指針（平成30年4月1日）」に基づく助言又は指導 (3) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月）」に基づく助言又は指導
	4 救急救命に関すること 5 居宅訪問型保育事業者が順守・留意すべき内容等に関すること (1) 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂こども家庭庁、文部科学省）」に基づく助言又は指導
講師要件	1 居宅訪問型保育現場の状況を把握し、保育所保育指針、認可外保育施設指導監督基準について十分理解している者 2 人権知識を有し、人権に関する研修の講師経験がある者 3 当該研修内容に類似した科目を現に教授している福祉系大学等の教員 4 子どもの発達や、事故発生時の対応等に関する医学的知識を有する者（医師等） 5 救急救命に関する研修について、実習を含めた経験がある者